

事務連絡
令和5年3月24日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

農地転用許可制度の周知について

平素より、建設業行政に御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

農林水産省におきまして、令和3年6月8日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、農地の違反転用（許可を受けることなく農地を転用する行為等）の発生防止及び適正な是正措置の執行に向けて違反転用に係る実態調査を行うとされたことを受け、違反転用の実態に関する調査を行ったところ、農業者以外による違反転用も多く存在しており、違反転用者の多くは、農地転用許可制度を認識していないということが判明いたしました。

これを受け、令和4年6月7日に閣議決定された「規制改革実施計画」に基づき、農地転用に関わる機会を有する主な事業者に対して、農地転用許可制度の周知を行うこととされているところです。

貴団体におかれましては、農地の違反転用の発生防止や早期発見の観点から、下記の内容について、傘下の建設業者にご周知いただきますようお願いいたします。

記

（1）農地において転用事業を行う場合の農地転用許可について

農地において、建築物の建設や宅地の造成等を行うことにより、農地を農地以外のものにする場合、都道府県知事又は指定市町村の長（以下「都道府県知事等」という。）の許可を受ける必要があります。

許可の申請は、当該農地が所在する農業委員会に申請書類を提出する必要がありますので、農地において転用事業を行おうとする場合、まずは当該農地が所在する市町村の農業委員会に御相談ください。

また、転用事業の予定地が農地かどうか判別が難しい場合についても、農業委員会に御確認いただき、農地転用許可の必要性の有無を御確認ください。

(2) 罰則の適用対象について

農地転用の許可を受けることなく又は許可に付された条件に違反して若しくは偽りその他不正の手段により許可を受け、転用事業を行った場合、以下の①から④までのいずれかに該当する者は農地転用許可違反となる場合があります、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 51 条第 1 項により、農地への原状回復等の措置を命じられることがあります。

また、これに従わない場合は、違反転用者に対して、3 年以下の懲役又は 300 万円以下（法人の場合は 1 億円以下）の罰金が科せられる場合があります。

- ① 違反転用者（その一般承継人も含む。）
- ② 許可条件違反者
- ③ ①及び②に掲げる者から違反転用事業を請け負った者又はその下請け人等
- ④ 偽りその他不正の手段により許可を受けた者

(3) 農地において転用事業を請け負った場合の対応について

(2) のとおり、違反転用者として罰則の適用対象となり得るのは、違反転用を行った者や転用事業の発注者のみならず、違反転用事業を請け負った者及びその下請人等も含まれます。

このため、転用事業を請負う土地が農地である場合は、違反転用事業に加担し、罰則の対象とならないためにも、受注者に対して農地転用許可の取得の有無を確認した上で請負うことが望ましいと考えられます。

(4) 請負った事業等が違反転用であることが発覚した場合

上記により注意を行っていたにも関わらず、違反転用事業を請け負ってしまった事案等が発覚した場合には、速やかに農業委員会、都道府県又は市町村に相談してください。

(5) その他

農地の違反転用の防止の観点から、別紙 1 のとおり、啓蒙のためのポスターを作成しており、団体の事務室や応接室、廊下等に掲示いただきたいと考えております。

また、農地転用許可制度の簡単な概要について、別紙 3 のリーフレットを作成（農林水産省 HP (https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/totiriyo/ihan_tenyo.html) に掲載) しておりますので、こちらについても、団体の傘下会員の方に、折に触れて、周知いただけると幸いです。

(本件に関するお問い合わせ)

農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課

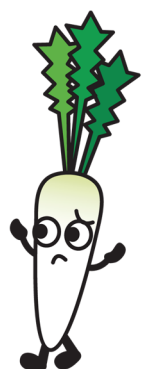
農地転用班 陣内、佐田

TEL : 03-6744-2202

Mail : daisuke_jinnouchi810@maff. go. jp, kenta_sada960@maff. go. jp

STOP!!

農地の違反転用



農地転用には許可が
必要です。

(市街化区域の場合は届出が必要です)



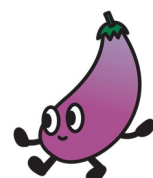
3年以下の懲役

または

300万円以下の罰金
(法人は1億円以下)



農林水産省

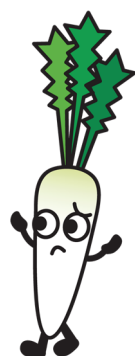


○違反転用ポスター必要枚数調べ

団体名	郵便番号	住所	必要枚数	御担当者様	
				氏名	連絡先
(例)〇〇〇〇協会	102-8225	東京都千代田区〇〇〇-〇〇	2	〇〇〇〇	03-****-****
(例)〇〇〇〇連合会	060-0042□	札幌市中央区〇〇〇-〇〇	1	□□□□	011-***-****
合計					

STOP!!

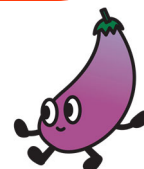
農地の違反転用



- 農地を転用する場合は**許可**又は**届出**が必要です。
- 許可を取らずに違反転用した場合、**3年以下の懲役**または**300万円以下**（法人は**1億円以下**）の**罰金**を科せられる場合があります。



詳しくは裏面をご覧ください。



① 農地転用許可が必要となるケース

- 農地に住宅等の建物を建てたり、農地を資材置場や駐車場として利用する（農地転用する）場合
- 農地転用するために農地を譲渡する場合



② 農地転用許可の手続

- 転用しようとする農地が所在する市町村の**農業委員会**に、所定の様式で**農地転用許可申請書**を提出
- ※ 集団的な農地や基盤整備事業を行った農地等、農地によっては許可が認められない場合があります。

③ 許可を取らずに転用した場合の罰則

3年以下の懲役 または **300万円以下の罰金**
(法人の場合は1億円以下)

※ 原状復旧に應じない場合は、行政代執行の対象になり、復旧に係る費用を徴収されることがあります。



④ 罰則の対象者

- 許可を得ることなく農地を転用した者や許可の条件に違反して転用した者（**＝違反転用者**）
- 違反転用者から**転用事業を請負った者**やその**下請事業者**

※ 建設事業者や建設資材の運搬業者等も違反転用事業に加担することにより罰則の対象になり得ます。



⑤ 農地の転用に関するご相談先

農地転用許可制度に関するお問い合わせ先

農地転用許可制度に関するご相談がありましたら、以下の連絡先または農地の所在する都道府県、市町村農業委員会にご相談ください。

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| • 東北農政局 農村振興部 農村計画課 | 022-263-1111 (内線 4062) |
| • 関東農政局 農村振興部 農村計画課 | 048-600-0600 (内線 3411) |
| • 北陸農政局 農村振興部 農村計画課 | 076-263-2161 (内線 3424) |
| • 東海農政局 農村振興部 農村計画課 | 052-201-7271 (内線 2518) |
| • 近畿農政局 農村振興部 農村計画課 | 075-451-9161 (内線 2420) |
| • 中国四国農政局 農村振興部 農村計画課 | 086-224-4511 (内線 2520) |
| • 九州農政局 農村振興部 農村計画課 | 096-211-9111 (内線 4625) |
| • 内閣府沖縄総合事務局 農林水産部 経営課 | 098-866-0031 (内線 83289) |

なお、北海道の方につきましては、農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課（03-3502-8111（内線5532））にお問合せください。

農地転用許可の手続き・個別の転用事案のご相談先

個別の転用申請に係るお問い合わせについては、農地の所在する都道府県または市町村農業委員会事務局までお問い合わせください。

